

## 第1 小児医療の現状

### 1 小児医療をとりまく状況

#### (1)小児の疾病構造

平成26年患者調査（平成26年10月）によると、1日当たりの徳島県の小児（0歳から14歳までを指す。以下同じ。）患者数（推計）は、入院で約100人（全国約28,000人）、外来で約5,700人（全国約740,000人）であり、入院は外来の約1.8%（全国約3.8%）です。

- ① 入院については、「周産期に発生した病態」のほか、急性気管支炎及び急性細気管支炎をはじめとする「呼吸器系の疾患」、「先天奇形、変形及び染色体異常」が多くなっています。
- ② 外来については、急性上気道感染症（約1,300人）をはじめとする「呼吸器系の疾患」が約2,500人と圧倒的に多くなっており、その他の精神及び行動の障害（約300人）、う蝕（約300人）、皮膚及び皮下組織の疾患（約300人）なども多くなっています。

また、小児医療に関連する業務においては、育児不安や小児の成長発達上の相談、親子の心のケア、予防接種（約500人）等の保健活動の占める割合が大きく、医療機関における保健活動の重要性が伺えます。

なお、小児救急診療については、患者の多くが軽症者であり、また、夕刻から準夜帯（18時から23時）にかけて受診者が多くなることが指摘されています。

#### (2)死亡の状況

平成28年人口動態統計によると、徳島県の周産期死亡率（出産千対）は3.4（全国3.6）、乳児死亡率（出生千対）は、3.0（全国2.0）と全国と比べ高くなっています。

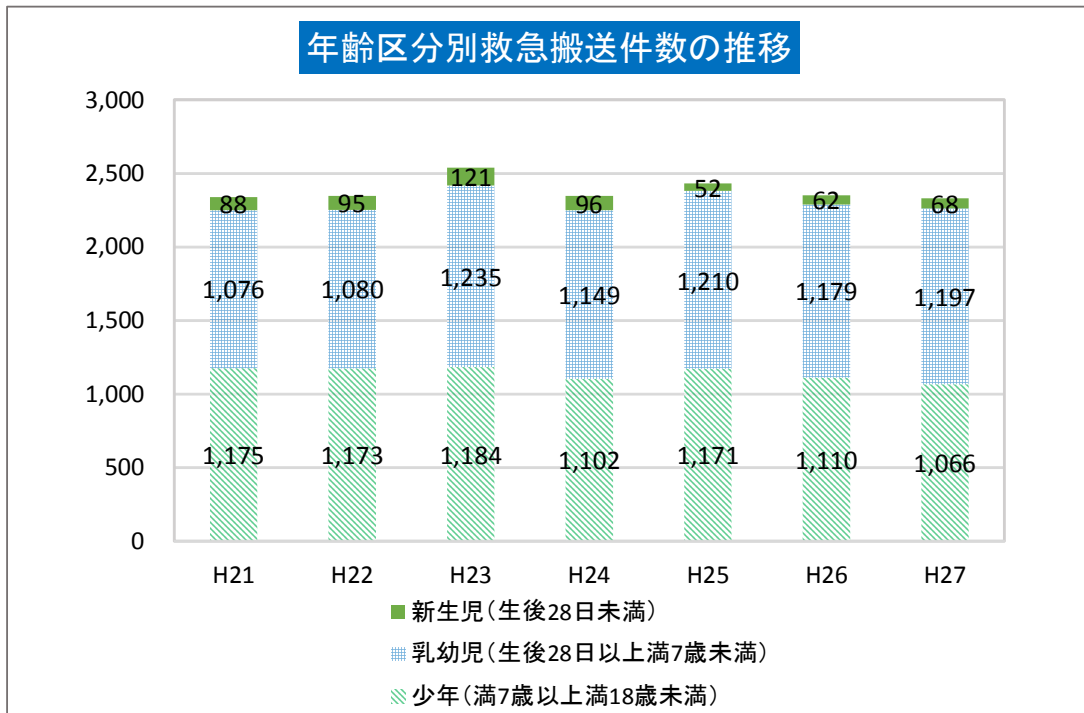
乳児死亡の主な原因の全体に占める割合をみると、「先天奇形、変形及び染色体異常」が56.3%と最も多くなっています。

また、幼児以降の小児の死亡（15歳未満 8人）の主な死因は、不慮の事故や自殺による「傷病及び死亡の外因」が50%（4人）と最も多くなっています。

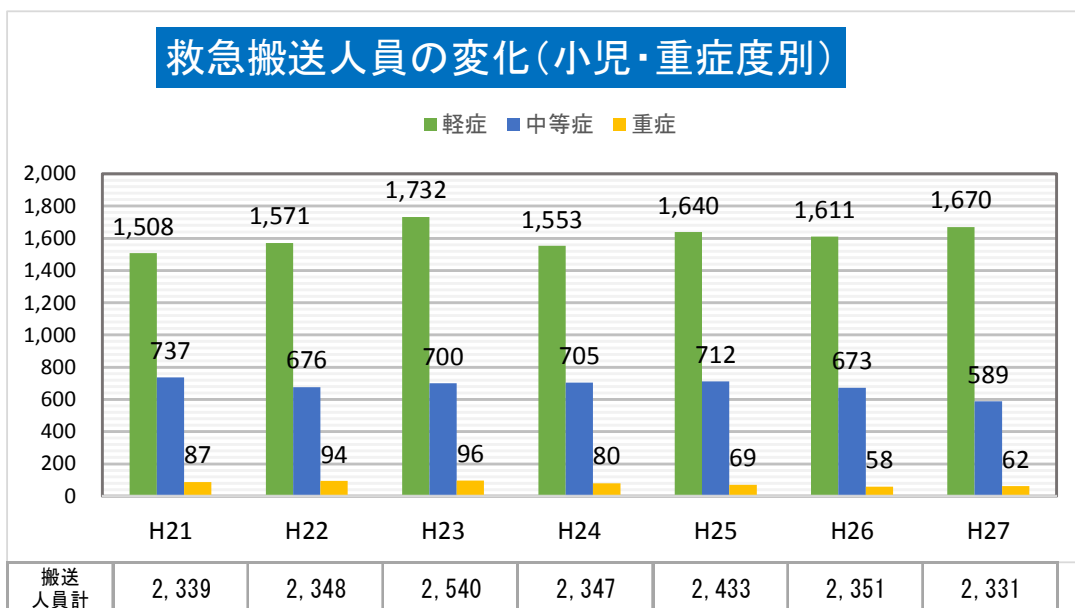
#### (3)小児救急の現状

少子化（小児人口は、平成12年の約117,000人（出生率8.8（人口千対））から平成27年の約87,000人（出生率7.4（人口千対））まで減少している。）にもかかわらず、18歳未満の救急搬送数は増加傾向でしたが、平成23年の2,540人から平成27年の2,331人とやや減少傾向にあります。

また、同搬送における軽症患者の割合は、平成23年の68.2%から平成28年には71.6%と増加傾向にあります。



※資料 徳島県消防年報



※資料 徳島県消防年報

※) 救急搬送人員の小児とは、年齢満18歳未満

※) 搬送人員は、軽症・中等症・重症のほか、死亡・その他を含む数

さらに、小児救急医療拠点病院を訪れる小児救急患者のうち、軽症患者の割合は86.8%であり、重症患者を扱う医療機関において軽症患者が多数受診していることがうかがえます。

小児の救急(外来)患者の受診状況を見ると、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者等の専門医指向、大病院指向が大きく影響し、平日では夕刻から準夜帯(18時から23時頃)にかけての受診が増加傾向にあり、土・日を含む時間外受診が多い状況になっています。

平成25年4月から「小児救急医療拠点病院」に指定された徳島県立中央病院では、小児救急輪番の週5日から毎日になったことから、小児救急受診数は1.5倍に増加していますが、翌年以降微減傾向にあります。一方、小児救急医療拠点病院である徳島赤十字病院では、時間外における一次救急患者の受診が急増し、重症の入院患者等への診療に支障をきたす事態になったため、平成20年4月より時間外選定療養費が導入され、平成18、19年度は2万人を超えていた時間外受診者が約3割に減少し、平成28年度から同療養費が増額となったことにより、さらに軽症患者が減少しています。

○小児救急(時間外)患者の状況

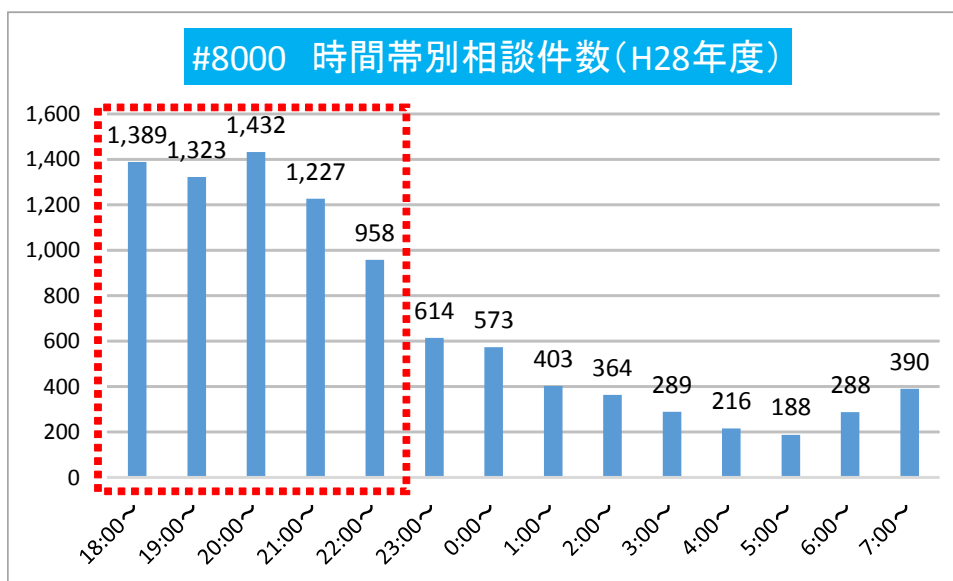
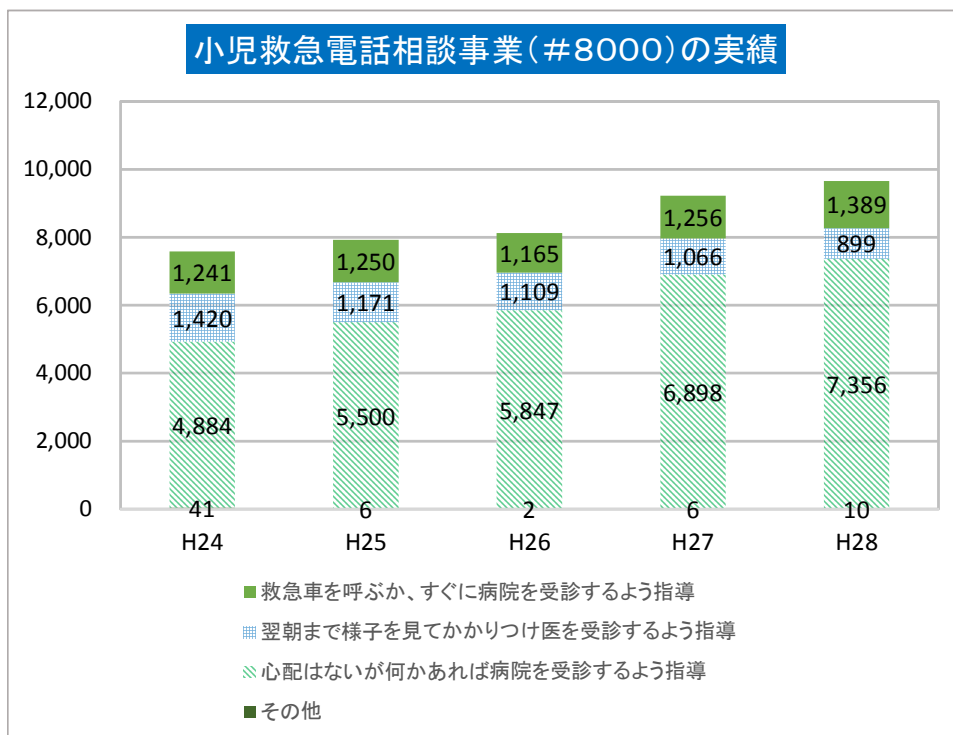
(人)

医療圏	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
東部	小児救急医療拠点病院 (徳島県立中央病院)	4,547	4,448	4,380	4,313
	徳島市夜間休日急病診療所	10,783	11,137	10,965	11,479
	小 計	15,330	15,585	15,345	15,792
南部	小児救急医療拠点病院 (徳島赤十字病院)	7,034	7,338	7,099	5,993
西部	小児救急輪番病院 (つるぎ町立半田病院) (徳島県立三好病院)	3,256	3,448	3,050	3,140
合 計		25,620	26,371	25,494	24,925
(参考) 香川県	※ 徳島県から四国こどもとおとなの医療センターへの小児救急(時間外)患者	113	108	115	114

※ 東部医療圏は、H24年度まで小児救急輪番制で対応。H25年4月から徳島県立中央病院を小児救急医療拠点病院に指定し、24時間365日小児救急医療に対応

このような状況を背景として、夜間や休日に、子どもの病気やけがへの対応について、保護者等の不安を軽減し、不要不急の受診を抑制するため、「子どもの急病・事故ハンドブック」の配布や講演会を開催しています。

また、全国共通ダイヤルで看護師や小児科医師からアドバイスが受けられる「小児救急電話相談事業(＃8000)」(365日、18時から翌朝8時まで)を平成19年6月から実施しています。年間相談件数は、平成21年度の6,909件から、平成28年度には9,654件と増加しています。相談に対する回答は、「心配はないが何かあれば病院を受診するよう指導」が最も多く、相談件数は、午後6時から午後11時までの時間帯が多くなっています。



#### (4)障がい児等の状況

- ① 平成27年度末現在、本県の18歳未満の身体障がい者手帳交付数は442人（H22年度末502人）、障がい児福祉手当等の交付数は364人（H22年度末390人）、特別児童扶養手当数は1,173人（H22年度末1,430人）といずれも減少しています。  
※福祉行政報告例（厚生労働省）
- ② また、平成27年度の小児在宅人工呼吸器患者数は58人、緊急気管内挿管を要した患者数は32人となっています。（※いずれもレセプト件数：NDB）

## 2 小児医療の提供体制

### (1)医療施設の状況

- ① 平成14年から平成26年までの間に小児科を標榜している一般病院は、

30.2%減少（53から37）、診療所は23.1%減少（268から206）、小児科が主たる標榜である一般診療所は4.5%増加（22から23）しています。

- ② 小児入院医療管理料の施設基準に関する届出病院数は、6病院であり、小児科標榜病院数37施設の16.2%となっています。
- ③ 小児慢性特定疾患を取り扱う医療機関については各都道府県で指定しており、264の医療機関を指定(平成29年8月1日現在)しています。
- ④ 小児救急医療体制の充実を図るため、県内3圏域において、小児救急輪番病院や小児救急医療拠点病院の整備を推進しています。

ア 東部圏域

徳島市夜間休日急病診療所が平成9年4月から休日の昼間と毎夜間に小児科医師を配置し、初期小児救急を実施しています。

また、平成25年4月から、県立中央病院を小児救急医療拠点病院として指定し、東部医療圏における小児救急医療を24時間365日体制で実施しています。

イ 南部圏域

平成14年4月から、徳島赤十字病院を小児救急医療拠点病院として指定し、南部医療圏における小児救急医療を24時間365日体制で実施しています。

ウ 西部圏域

平成14年4月から、つるぎ町立半田病院及び県立三好病院の2病院で輪番制により、休日の昼間と毎夜間の初期及び入院を要する小児救急医療を実施しています。

- ⑤ 県立中央病院、徳島大学病院、徳島市民病院に新生児集中治療室（NICU）21床を設置（うち稼働18床）し、高度な医療を提供する体制を構築するとともに、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、国立病院機構徳島病院にNICU後方病床の整備を促進しました。

○小児科を標榜する一般病院・診療所

		H14.10.1	H26.10.1	増 減
徳島県	一般病院	53(1)	37(1)	30.2%減
	診療所	268	206	23.1%減
全 国	一般病院	3,359	2,656	20.9%減
	診療所	25,862	20,872	19.3%減

※資料 H26年医療施設調査（厚生労働省）

（注）（ ）内は小児歯科を標榜する医療施設数

○2次医療圏別小児科を標榜する一般病院・診療所

医療圏	東 部	南 部	西 部	合 計
一般病院	20	9	8	37
診療所	152	39	15	206
合 計	172	48	23	243

※資料 H26年医療施設調査（厚生労働省）

○ 2次医療圏別小児入院医療管理料届出施設数・病床数

医療圏	東 部	南 部	合 計
施設数	5	1	6
病床数	630	17	647

※資料 H27診療報酬施設基準(厚生労働省)

○地域連携小児夜間・休日診療料1の届出医療機関数

【東部】 1 機関

※資料：H27年診療報酬施設基準（厚生労働省）

○救急外来において院内トリアージを行っている医療機関数

【東部】 6 機関

【南部】 1 機関

【西部】 1 機関

※資料：四国厚生支局「施設基準の届出受理状況」(H29.10.3)

○小児に対応している訪問看護ステーション数

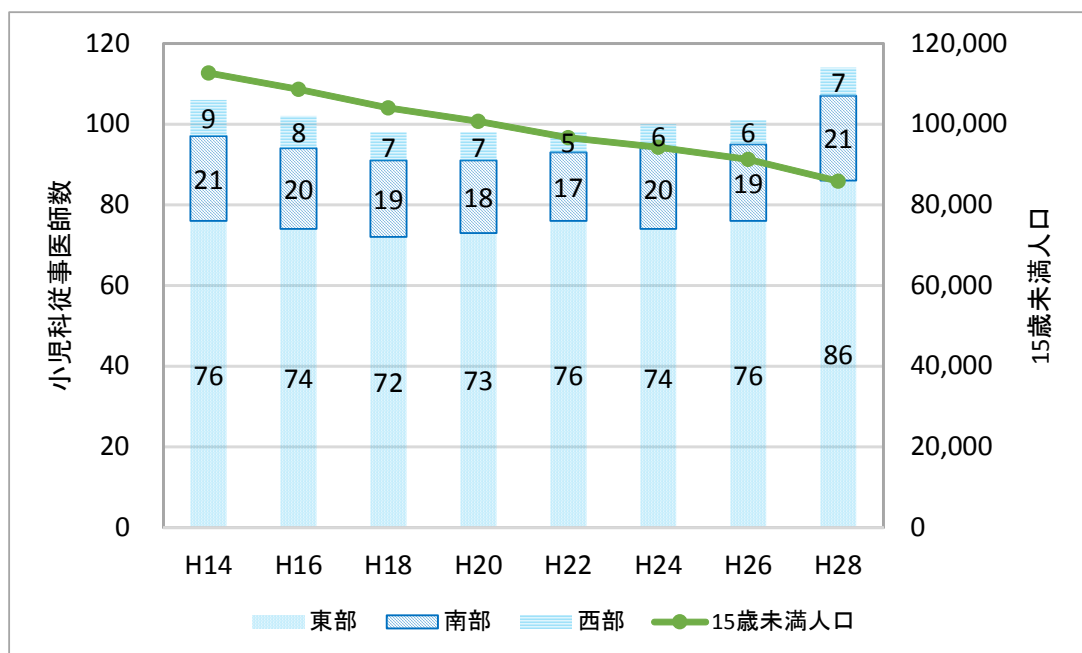
医療圏	東 部	南 部	西 部	合 計
施設数	35	7	6	48

※資料 徳島県医療政策課調べ (H29.10.1現在)

(2)小児医療に係る医師の状況

- ① 徳島県では、平成14年から平成28年までの間に小児人口1万人あたりの小児科従事医師数でみると、9.4人から13.3人と増加傾向にあり、実数で見ても106人から114人と8人増加(全国は2,456人増加)しています。

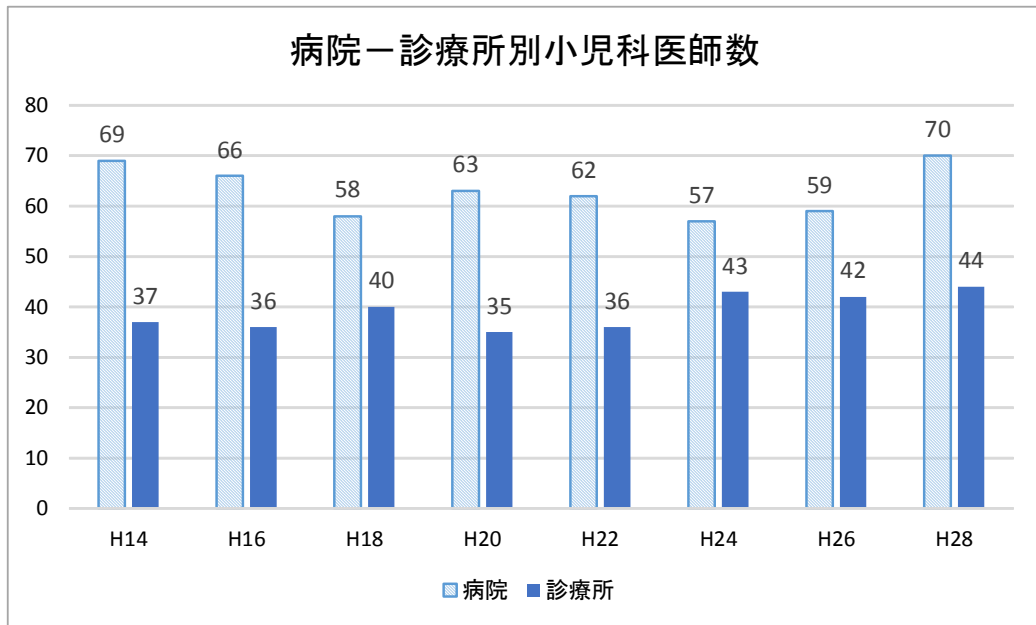
また、小児科医師総数に対する病院・診療所別小児科医師数の割合は、平成28年では病院61.4% (H14:65.1%)・診療所38.6% (H14:34.9%)となっており、診療所の小児科医師の割合が増加しています。



○小児科従事医師数

	圏域別	H14				H28			
		東部	南部	西部	計	東部	南部	西部	計
徳島県	従事医師数	76人	21人	9人	106人	86人	21人	7人	114人
	小児人口 1万人あたり	9.9人	9.2人	7.0人	9.4人	13.9人	12.8人	9.1人	13.3人
全 国	従事医師数	14,481人				16,937人			
	小児人口 1万人あたり	7.7人				10.7人			

※資料 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）



※資料 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

## 第2 小児医療の課題

### 1 2次医療圏における小児救急医療体制の確保

県内3圏域において常時診療できる体制の維持・確保を図るとともに、小児救急医療拠点病院を受診する中等症及び重症の小児救急患者の受入れ体制を確保する必要があります。

### 2 小児医療に従事する人的資源の充実等

適切な小児医療・小児救急医療を確保するため、小児科従事医師の人材養成・確保を図る必要があります。

### 3 適正受診に関する普及啓発活動の推進

不要不急な小児救急受診を抑制するため、県民の小児医療への理解を深めるための取組を進める必要があります。

### 第3 医療体制の構築に必要な事項

#### 1 目指すべき方向

- (1)子どもの健康を守るために、家族を支援する体制
  - ① 急病時の対応等について健康相談・支援を実施できる体制
  - ② 慢性疾患児や障がい児、心の問題のある児の家庭に対する身体的及び精神的サポート等を実施する体制
  - ③ 家族による救急蘇生法等、不慮の事故や急病への対応が可能な体制
- (2)小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制
  - ① 地域において、初期救急も含め一般的な小児医療を実施する体制
  - ② 県内3圏域において、拠点となる病院が、専門医療または入院を要する小児救急医療を提供する体制
  - ③ 全県において、高度な専門医療または重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制
  - ④ 身体機能の改善やA D Lの向上のため、早期からのリハビリテーションを実施する体制
- (3)地域の小児医療が確保される体制
  - ① 医療資源の集約化・重点化の実施により、小児専門医療を担う病院が確保される体制
  - ② 小児医療に係る医師の確保が著しく困難な地域については、医療の連携の構築を図ることで、全体で対応できる体制
- (4)療養・療育支援が可能な体制
  - ① 小児病棟やNICU等で療養中の重症心身障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施
- (5)災害時を見据えた小児医療体制
  - ① 災害時に小児及び小児患者に適切な医療や物資を提供できるよう、災害時小児周産期リエゾン養成・確保し、平時より訓練を実施
  - ② 徳島県のみならず近隣府県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して被災県からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援等を行う体制を構築

#### 2 各医療機能と連携

##### **小児医療体制**

- (1)健康相談等の支援の機能【相談支援等】
  - ①目標
    - ・子どもの急病時の対応等を支援すること
    - ・慢性疾患の診療や心の診療が必要な子ども及びその家族に対し、地域の



- 医療資源、福祉サービス等について情報を提供すること
- ・不慮の事故等の救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施できること
- ・小児かかりつけ医を持つとともに、適正な受療行動をとること

## ②関係者に求められる事項

### (家族等周囲にいる者)

- ・必要に応じ電話相談事業等を活用すること
- ・不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと
- ・救急蘇生法等の適切な処置を実施する

### (消防機関等)

- ・心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を家族等に対し、指導すること
- ・急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること
- ・救急医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること

### (行政機関)

- ・休日・夜間等に子どもの急病等に関する相談体制を確保すること  
(徳島こども救急電話相談(#8000)事業)
- ・小児の受療行動に基づき、急病時の対応等について啓発を実施すること
- ・心肺蘇生法や不慮の事故予防に対する必要な知識を、家族等に対し指導する体制を確保すること
- ・慢性疾患の診療や心の診療が必要な子ども及びその家族に対し、地域の医療資源・福祉サービス等について情報を提供すること

## (2)一般小児医療

地域において、日常的な小児医療を実施する。

### ①一般小児医療を担う機能【一般小児医療】

#### ア 目標

- ・地域に必要な一般小児医療を実施すること
- ・生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること

#### イ 医療機関に求められる事項

- ・一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること
- ・軽症の入院診療を実施すること(入院設備を有する場合)
- ・他の医療機関の小児病棟やNICU等から退院するに当たり、生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施すること
- ・訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス(レスパイトを含む。)を調整すること
- ・医療型障がい児入所施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること
- ・家族に対する身体的及び精神的サポート等の支援を実施すること
- ・慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること

- ・ 専門医療を担う地域の病院と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

ウ 医療機関等

- ・ 小児科を標榜する診療所、一般病院小児科、小児地域支援病院等、地域において一般小児医療を提供する「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」が対応
- ・ 療養・療育支援を担う医療施設（徳島赤十字ひのみね総合療育センター、国立病院機構徳島病院、国立病院機構東徳島医療センター）

②小児医療過疎地域<sup>\*1</sup>の一般小児医療を担う機能【小児地域支援病院】

ア 目標

- ・ 小児医療過疎地域において不可欠の小児科病院として、軽症の診療、入院に対応すること

イ 医療機関に求められる事項

- ・ 原則として入院病床を設置し、必要に応じて小児地域医療センター等へ紹介すること

ウ 医療機関

つるぎ町立半田病院、徳島県立三好病院

(3)小児専門医療を担う機能【小児専門医療】（小児地域医療センター）

①目標

- ・ 一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること
- ・ 小児専門医療を実施すること

②医療機関に求められる事項

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行うこと
- ・ 一般の小児医療を行う機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を行うこと
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・ 療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③医療機関

- ・ 小児専門医療を実施する徳島県立中央病院・徳島赤十字病院が対応

---

\*1小児中核病院または小児地域医療センターがない医療圏において、最大の病院小児科であり、小児中核病院または小児地域医療センターからアクセス不良（車で1時間以上）であるもの。

#### (4)高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】(小児中核病院)

##### ①目標

- ・小児専門医療を担う医療機関では対応が困難な小児がん等の患者に対する高度な専門入院医療を実施すること
- ・医療従事者への教育や研究を実施すること

##### ②医療機関に求められる事項

- ・高度小児専門医療や小児専門医療を担う医療機関との連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること
- ・療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

##### ③医療機関

- ・徳島大学病院が中心となって対応

### 小児救急医療体制

#### (1)初期小児救急医療を担う機能【初期小児救急】

##### ①目標

- ・初期小児救急を実施すること

##### ②医療機関に求められる事項

- ・休日夜間急患センター等において、平日昼間や夜間休日における初期小児救急医療を実施すること
- ・緊急手術や入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携していること
- ・地域で小児医療に従事する開業医等が、小児科を有する病院や休日夜間急患センター等、夜間休日の小児救急医療に参画すること

##### ③医療機関等

###### (平日昼間)

- ・小児科を標榜する診療所
- ・一般小児科病院、小児地域支援病院(つるぎ町立半田病院、徳島県立三好病院)

###### (夜間休日)

- ・在宅当番医制に参加している診療所、徳島市夜間休日急病診療所

#### (2)入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】

##### ①目標

- ・入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること

##### ②医療機関に求められる事項

- ・小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施可能であること
- ・小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと
- ・高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

### ③医療機関等

- ・小児救急医療拠点病院  
(東部：徳島県立中央病院、南部：徳島赤十字病院)
- ・小児救急医療支援事業により輪番制に参加している病院  
(西部：つるぎ町立半田病院、徳島県立三好病院)

## (3)小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

### ①目標

- ・小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること

### ②医療機関に求められる事項

- ・小児救急輪番病院等からの紹介患者や重症外傷を含めた救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること
- ・小児の集中治療を専門的に実行できる診療体制を構築することが望ましいこと
- ・療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

### ③医療機関等

24時間365日体制の小児救急医療拠点病院として、東部の徳島県立中央病院と南部の徳島赤十字病院が、小児重篤救急患者の救命救急医療に対応します。

なお、県西部においては香川県の国立病院機構四国こどもとおとなの医療センターとの連携により対応します。

また、高度かつ専門的な小児重篤救急患者の救命救急医療は徳島大学病院が対応します。

## 第4 今後の施策

### (1)小児医療に関する普及啓発・相談支援事業の推進

#### ①休日・夜間における子どもの急病等に関する相談体制の確保

子どもの急な病気やけがの際、受診の必要性の判断や相談を行う「徳島こども救急電話相談（#8000）」を実施し、保護者の不安を解消するとともに、不要不急の救急受診の抑制を図ります。

#### ②急病等への対応に関する情報の提供

市町村や医療関係者の協力を得ながら、子どもによくある病気やけがなどの家庭での対処方法や、医療機関を受診する際のポイントをまとめたハンドブックの配布を通じて、保護者に情報提供します。

### (2)小児科医師の養成・確保

適切な小児医療・小児救急医療を確保するため、医師修学資金または専門医研修資金の貸与、並びに県地域医療支援センターにおける医師のキャリア形成支援と一体となった医師確保対策の推進等により、引き続き、小児科医

師の確保に努めます。

### (3)小児救急医療体制の強化

地域の中核病院と開業医の連携を促進し、開業医が参画・支援できる体制づくりを進めます。また、小児救急に必要な研修を実施し、小児科医師以外の参画の理解を進めます。

### (4)地域の小児医療体制の確保

- ① 持続可能な「小児医療（救急）体制」の構築を図るため、小児医療関係者や行政機関からなる「徳島県小児医療（救急）関係者会議」を開催し、県内における小児医療（救急）に係る現状と課題について、意見交換を行います。
- ② 医療的ケアを必要とする小児等の在宅療養患者とその家族が、安心して暮らしていけるよう、医療、介護及び福祉サービスの連携に努めます。

### (5)災害時を見据えた小児医療体制の整備

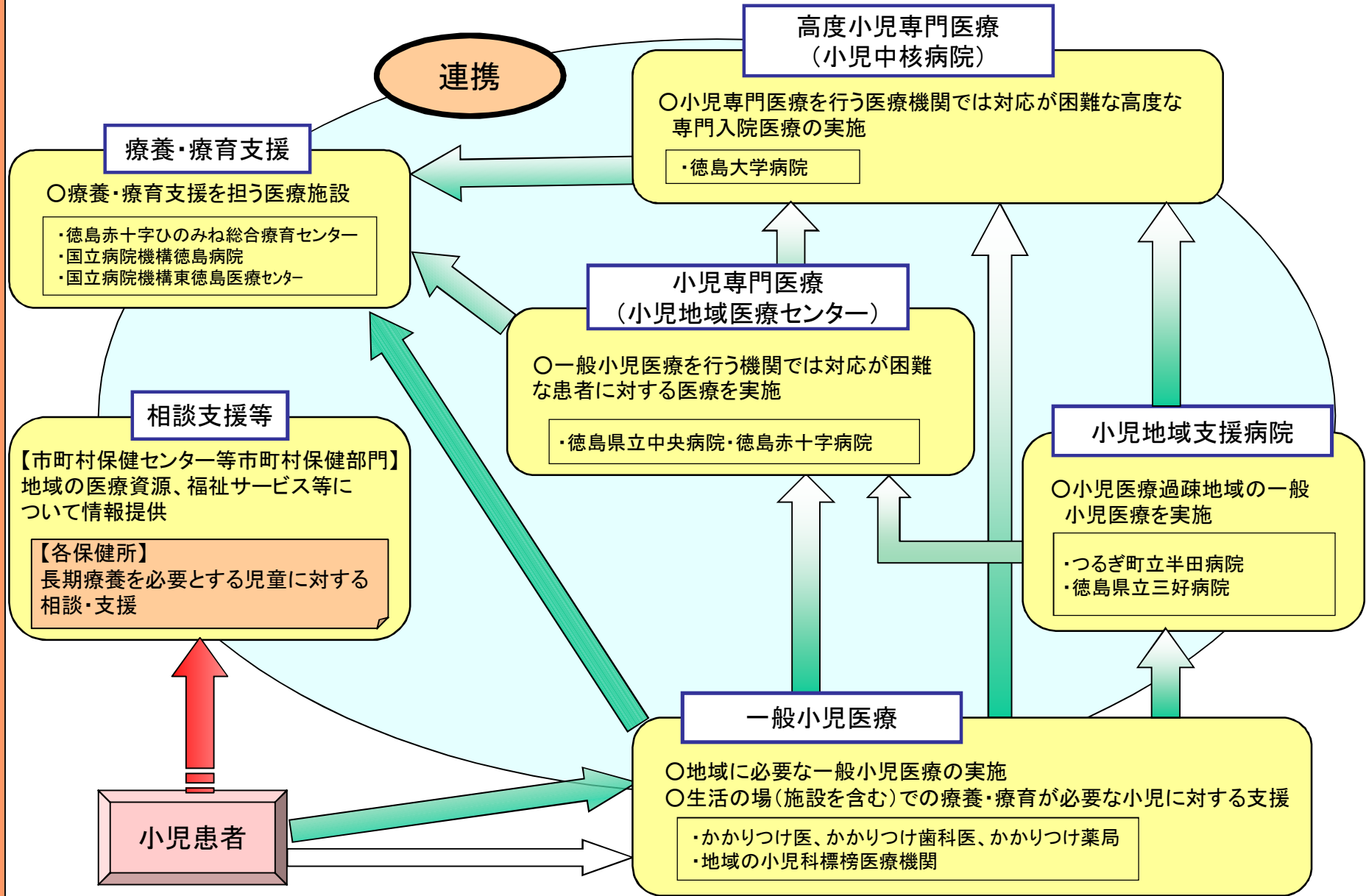
厚生労働省が実施する災害時小児周産期リエゾン養成研修へ医師等を派遣し、災害時小児周産期リエゾンを養成・確保します。

## 第5 数値目標

数値目標項目	直近値	平成35年度末目標値
小児救急医療拠点病院における軽症患者率	86.8% (H28)	減少
乳児死亡率（出生千対）	3.0(出生千対) (H28)	全国平均以下 (H28 : 2.0)
小児救急電話相談事業（#8000）の認知度	84.9% (H29)	認知度向上

※#8000の認知度は、次世代育成支援イベント「おぎゃっと21」アンケートより

# 小児医療体制



# 小児救急医療体制

【県西部における連携】  
国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター  
[香川県善通寺市]

救急医療情報システム

相談・支援

【徳島県】  
小児救急電話相談事業  
(#8000)  
「徳島こども救急電話相談」

【消防機関】  
○傷病者の搬送及び  
受入れの実施に関する  
基準に基づく搬送

発症  
小児救急患者

搬送時連携

小児救命救急医療

○24時間365日体制での小児救命救急医療の実施  
○重篤救急患者に対応  
小児救急医療拠点病院  
(県立中央病院・徳島赤十字病院)

入院小児救急医療

○入院を要する小児救急医療の24時間365日体制での実施  
【東部圏域】小児救急医療拠点病院(徳島県立中央病院)  
【南部圏域】小児救急医療拠点病院(徳島赤十字病院)  
【西部圏域】小児救急輪番病院  
(つるぎ町立半田病院・徳島県立三好病院)  
【地域中核病院】

初期小児救急医療

○傷病者の状態に応じた適切な救急医療  
【休日夜間急患センター】  
徳島市夜間休日急病診療所 阿南市医師会夜間休日診療所  
○かかりつけ医・かかりつけ歯科医

連携

小児専門救急医療

○高度の専門的な小児重篤救急患者の救命救急医療  
・徳島大学病院